

添付法令資料 3 :

国家税外収入 (PNBP) 検査の一般ガイドラインに関する 2022 年 2 月 21 日付  
インドネシア共和国財務大臣規則 No. 12/PMK.02/2022 (目次)

同月 22 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 検査機関、PNBP 検査を要請する機関及び PNBP 管理機関、PNBP 管理機関パートナー又は検査される支払義務者 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 PNBP 検査の範囲
  - 第 1 節 支払義務者に対する PNBP 検査 (第 4 条及び第 5 条)
  - 第 2 節 PNBP 管理機関に対する PNBP 検査 (第 6 条)
  - 第 3 節 PNBP 管理機関パートナーに対する PNBP 検査 (第 7 条)
- 第 4 章 PNBP 検査の実施
  - 第 1 節 PNBP 検査の準備
    - 第 1 款 PNBP 検査計画の作成 (第 8 条)
    - 第 2 款 PNBP 検査の準備 (第 9 条)
  - 第 2 節 他の当事者の参加 (第 10 条ないし第 15 条)
  - 第 3 節 共同検査 (第 16 条)
  - 第 4 節 PNBP 検査活動の実施 (第 17 条ないし第 21 条)
  - 第 5 節 職権による未払 PNBP の計算 (第 22 条ないし第 25 条)
  - 第 6 節 職権による未払 PNBP の計算処分 of 例外 (第 26 条)
  - 第 7 節 他の当事者に対する書類、説明及び／又は他の証拠の要請 (第 27 条)
- 第 5 章 検査結果
  - 第 1 節 検出事項及び検査結果中の検出事項への対応 (第 28 条及び第 29 条)
  - 第 2 節 検査結果中の検出事項に関する LHP (検査結果報告) 概要の討論 (第 30 条及び第 31 条)  
(原文ママ) LHP に対するフォローアップ (第 32 条ないし第 38 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 39 条)
- 第 8 章 終則 (第 40 条及び第 41 条)